

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、Aに雇用され、B所在のC幼稚園（以下「事業場」という。）において、技術係員として主に幼稚園バス運転業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、D医療機関に受診し、「恐怖症性不安障害」と診断され、同年○月○日、E医療機関に受診し、同病名の診断をされた。請求人によると、同年○月○日、マイクロバスにて園児を送迎中、踏切の遮断機にバスが接触する事故（以下「本件事故」という。）を起こして以降、送迎バスの運転が怖くなり、動悸、不眠等の症状が出現し、他の職種への変更を願い出るも拒否され休職に至ったという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び○年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した「恐怖症性不安障害」が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、F医師は、○年○月○日付け意見書において、主治医意見書、診療録及び受診に至る経過等を精査した結果、請求人は○年○月○日頃にICD-10の診断ガイドラインの「F40 恐怖症性不安障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨意見しており、当審査会としても、請求人の症状の経過等からF医師の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) そこで、評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、業務に関する出来事として、①本件事故及び②○年程前から園長より暴言を受けていたことを主張している。

ア 上記①の出来事について

請求人は、要旨、「園児送迎バスを運転中、踏切の警報音に気づかず踏切

内に進入し、遮断機の竹製バーがバス左後部の屋根に接触した。請求人、同乗のG主任及び園児に怪我はなく、警察に通報しなかった。」と述べている。

そこで、本件事故の程度、内容等についてみると、決定書理由(略)に説示のとおり、人的被害や物的損害は全く生じておらず、事後対応もなく、園長から口頭注意がされたのみであり、請求人は本件事故の翌日から通常どおり運転業務に従事していたものと認められることから、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に当てはめて評価しても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ 上記②の出来事について

請求人は、○年程前から園長より暴言を受けていたと主張し、特に強く印象に残る出来事として、○年から○年頃に、園児をバスに乗せて園に連れて行った際に園児が1人見当たらなくなり、園長から「何をやっているんだ」と大きな声できつく叱られたことがあったと述べているが、同出来事は、評価期間外の出来事であり、一件記録を精査しても、請求人が評価期間内において、園長から暴行その他のパワハラを受けていた事実を認めることはできないことから、②の出来事は、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

ウ 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、「弱」の出来事が1つであり、その全体評価は「弱」と判断することが妥当であるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。